

【要介護認定・要支援認定申請日の取り扱いについて】

介護保険法において、要介護認定・要支援認定の認定結果は、申請書を受理してから原則30日以内に通知しなければなりません。しかし、申請書の提出日と記入日に差があり、原則30日以内の通知が難しい場合があります。

また、区分変更申請を各日1日付けとしたい場合、原則各日1日に申請書の提出をしてもらっていましたが、申請者が1日に提出することが難しい場合があります。上記をふまえ市において検討した結果、要介護認定・要支援認定申請日の取り扱いを以下のとおりとします。

取り扱い開始日は令和3年4月1日とします。

申請日の取り扱い

要介護認定・要支援認定申請は、原則申請書を窓口に出した日が申請日となります。

郵送での申請は、申請書を受領した日が申請日となります。

申請しようとする日が閉庁日である等、どうしてもその日に申請ができない場合を除き、原則日付をさかのぼった申請は受付できません。

【更新申請】

更新申請は、認定有効期間満了日の60日前から満了日までの間に申請することができます。通常は月初めの開庁日に提出されることが多いですが、7月と12月は1日が有効期間満了日の61日前となるため、申請できるのは2日以降となります。

【区分変更申請】

申請日を「各月1日付」としたい場合、申請日より前に申請書を前倒しで預かり、1日を申請日として審査を進めます。

提出する旨を事前に連絡していただいたうえで、前月末の7日前（土・日・祝日を含む）より、申請書をお預かりします。

原則、日付をさかのぼった申請は受付できません。

（例）1月1日付としたい申請書は12月24日から12月28日までに提出してください。1月4日に提出した申請書は1月4日付になります。